

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年7月8日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）TRIAL 草津矢橋店 草津市矢橋町159-1ほか

2 意見の概要 草津市からの意見

- (1) P2地点の隣接地は、現状は非住居であるが、将来的に住居等が建設された場合は、騒音等の苦情が発生する可能性があり、その際は必要な措置を講じてください。
- (2) 店舗設置に伴い、周辺道路の利用者が増加することで、交通渋滞の発生や生活道路における交通量の増加が懸念され、事前の交通量予測を上回ることが予想されます。については、周辺道路において別途交通量調査を実施することも検討した上で、誘導方法等の対策について十分に計画し、スムーズな交通流動を確保し、交通渋滞が生じないようにしてください。また、店舗の出入口付近の道路が通学路となっており、交通量の増加により児童の通学時の危険性が高まることが懸念されることから、周辺地域や学校等と十分に協議の上、状況に応じて適切な交通安全対策を実施するようにしてください。
- (3) 造成や建設工事における工事用車両については、近隣道路の交通等に十分配慮してください。
- (4) 近隣に対し十分な説明を行ってください。
- (5) 当該開発については、草津市景観計画区域内における行為の届出を行ってください。なお、当該届出の受理後30日の間において予定建築物に係る建設工事に着手できないことに留意し、適切な時期に届出を行ってください。（田園ゾーン・幹線道路軸）
- (6) 屋外広告物を掲出する場合は、草津市屋外広告物条例（平成24年草津市条例第16号）に基づき草津市都市計画課に許可申請をしてください。（第2種許可地域（草津市景観計画で定める幹線道路軸の道路境界から30メートル以内の地域は第1種許可地域））なお、工事現場を覆う防音シート等に記載されたイラスト、社名等も広告物に該当するため、上記と同様に許可申請をしてください。
- (7) 当該申請地は市街化調整区域であるため、敷地面積の20%以上の敷地を緑化してください。
- (8) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理してください。
- (9) 事業所から排出される廃棄物については、減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図ってください。
- (10) 草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例（平成8年草津市条例第15号）第6条および第21条で定める環境美化の推進に努めてください。
- (11) 事業所から排出される廃棄物の保管場所および処理施設については、廃棄物が飛散し、排出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な処置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保してください。
- (12) 事業所から排出される事業系一般廃棄物については、自己処理し、または草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則（平成8年草津市施行規則第27号）第4条に定める「受入基準」に従って、草津市立クリーンセンターに自己搬入または、市許可業者に委託し処理してください。
- (13) 事業所から排出される廃棄物について、一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を実施できるスペースを設けてください。
- (14) 事業所から産業廃棄物が排出される場合は、必要に応じて滋賀県に指示を仰ぎ適正に処理してください。
- (15) 排出される廃棄物については、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第20条で定める適正包装の推進に努めてください。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 令和4年7月8日から令和4年8月8日まで